

報告・事務連絡

産業構造審議会知的財産分科会 第51回特許制度小委員会

令和 7 年 1 月 17 日



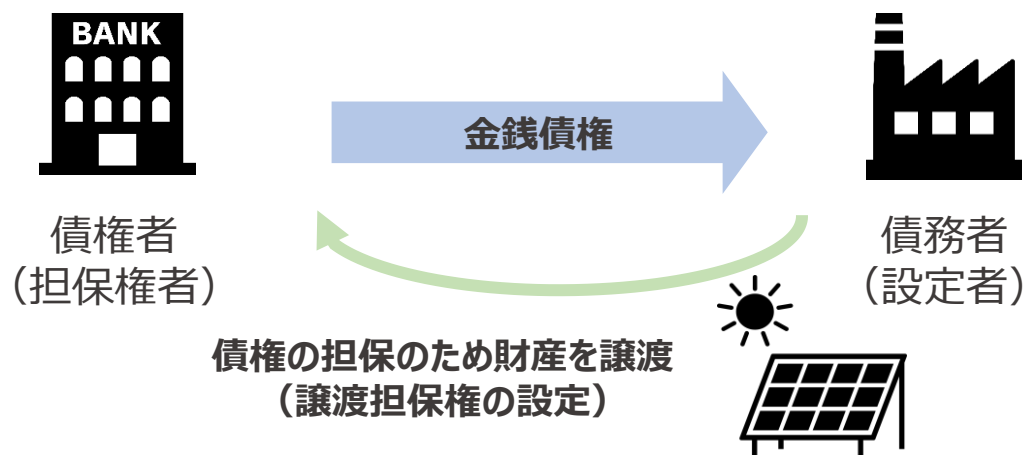
**【報告】担保法制の見直し（譲渡担保契約等の明文化）
における産業財産権の扱い**

担保法制の見直し（譲渡担保契約等の明文化）について

- 法務省において、担保法制の見直しが検討されており、譲渡担保契約の効力等を明文化する内容を含む新法の法案を提出予定。
- 新法が適用される財産は、抵当権の目的とすることができる財産を除き、原則として、動産、債権、その他の財産とすることが予定されている。

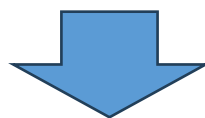
譲渡担保契約とは

- 債権の担保のため、担保権設定者が債権者に財産を譲渡するもの。
- 従前においてルール形成は動産・債権等を中心に判例法理に委ねられており、法令上の明文の規定は存在しなかった。



譲渡担保契約等の明文化における産業財産権の扱い

- 特許権の譲渡については、登録が効力要件とされている（特許法第98条第1項第1号）ため、特許権に譲渡担保権を設定する場合には、登録名義を譲渡担保権者に移転することとなる。この場合、譲渡担保権者は、完全な特許権者として権利行使をすることができる。
 - 他方、新法においては、譲渡担保権の設定により、担保の目的を達するのに必要な限度で財産の譲渡の効力が生ずることとしており、譲渡担保権者の担保財産に対する権限に一定の制約を設けるものとしている。
- ⇒ 特許権の譲渡担保と新法における譲渡担保とでは、譲渡担保権者の担保財産に対する権限の制約の有無という点において差異がある。



対応の方向性

- 特許権を目的とする譲渡担保契約について、新法を適用することが必ずしも妥当とはいえないため、特許権については、新法の適用を除外することで調整了となった。
- その他の産業財産権（実用新案権、意匠権及び商標権）についても同様の方針。また、産業財産権を新法の適用除外とする以上、ユーザーの混乱を最小限に抑えるべく、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法上の各種権利についても新法の適用を除外することで、概ね調整了となった。

次回の特許制度小委員会について（予定）

次回の特許制度小委員会について（予定）

➤ 開催予定日時

令和7年3月頃を想定。

➤ 御議論いただく内容

- AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について、本論点についての国際的な動向やAIを研究開発に利活用する事例、今後想定される論点案などを事務局から提示し、具体的な対応の方向性等について、御議論いただきたい。
- 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護・DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置については、継続的に議論いただくべき論点があれば、御議論いただきたい。

※その他、御審議いただく必要がある議題が生じた場合には、議題を追加させていただきたい。